

ひとり親家庭への支援



ひとり親家庭への手当・助成

児童育成手当

対象者 次のいずれかの状態にある18歳到達後、最初の年度末までの児童を養育している方

- ①未婚、離婚、死亡、遺棄等でお父さんまたはお母さんがいない
- ②お父さんまたはお母さんが配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている
- ③お父さんまたはお母さんに重度の障害がある



手当月額・助成内容 13,500円 所得制限あり

問合せ先 子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

ひとり親家庭等医療費助成

対象者 次のいずれかの状態にある18歳到達後、最初の年度末まで(中度以上の障害がある場合は20歳まで)の児童を養育している方

- ①未婚、離婚、死亡、遺棄等でお父さんまたはお母さんがいない
- ②お父さんまたはお母さんが配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている
- ③お父さんまたはお母さんに重度の障害がある



手当月額・助成内容 医療費のうち、保険診療の自己負担分
*入院時食事療養費等は助成の対象外です。

問合せ先 子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

児童扶養手当

対象者 次のいずれかの状態にある18歳到達後、最初の年度末まで(中度以上の障害がある場合は20歳まで)の児童を養育している方

- ①未婚、離婚、死亡、遺棄等でお父さんまたはお母さんがいない
- ②お父さんまたはお母さんが配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている
- ③お父さんまたはお母さんに重度の障害がある



手当月額・助成内容 所得金額によって支給金額が変わります。詳しくはHPをご確認ください。

問合せ先 子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

生活の支援

ひとり親家庭就業・自立支援事業

就職や転職で生活を安定させたい方に、就業支援・就業情報の提供等の支援を行っています。
ハローワークOBなどのプロの相談員が、アドバイスや採用面接への同行などを行い、求職活動を支えます。

利用可能な方

児童扶養手当が支給されているまたは同等の所得水準にある方



問合せ先 生活福祉課相談係 ☎5608-1295

養育費等支援事業

18歳到達後、最初の年度末までの児童を扶養している方で、養育費等の取り決めについてお悩みの方の相談に応じ、公正証書等の作成に関する助言や弁護士事務所等への同行などを行っています。この事業を利用して、公正証書等を作成した場合、養育費立替保証契約を締結した場合は補助があります。離婚前からの相談も可能です。



問合せ先 生活福祉課相談係 ☎5608-1295

ひとり親家庭自立支援給付金事業

就職や転職に必要な資格を取得するための費用を給付します。収入を増やし、生活を安定させるためにぜひご活用ください。事前の相談が必要です。利用をご希望の方はお早めにお問い合わせください。



利用可能な方

墨田区内に在住で、以下の条件を満たす方

- ①児童扶養手当が支給されているまたは同等の所得水準にある。
- ②ひとり親家庭自立支援給付金事業を過去に利用していない。

名称	内容	支給時期	金額	備考
自立支援教育訓練給付金	介護職員初任者研修講座や医療事務講座などの国が指定する講座を受講するときに、講座の受講費用の一部が給付されます。	講座修了後	受講料の60%相当額(上限あり)	事前相談が必要です。お早めにご相談ください。
高等職業訓練促進給付金	看護師や保育士などの国家資格を取るために養成機関へ通う期間中、生活費の一部が給付されます。	毎月振込	所得水準による	

問合せ先 生活福祉課相談係 ☎5608-1295

東京都母子及び父子福祉資金貸付事業

ひとり親家庭の方が安定した生活を送るために必要とする資金の貸付制度です。無利子または低利子での貸付けとなり、資金の種類ごとに貸付限度額や必要な書類が異なります。事前相談が必要です。貸付限度額など詳しくはお問い合わせください。



貸付制度を利用可能な方

都内に6か月以上お住まいで、20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方

貸付金種類	内容	利子
生活資金	技能習得、医療介護、生活安定、失業等による、生活に必要な費用	無利子又は年1%
住宅資金	居住している住宅の増改築、補修等に必要な費用 *自己所有の住宅にかかる費用に限る。	
転宅資金	転居の際に必要な敷金、前家賃等で必要な費用 *墨田区内への転居に限る。	
修学資金	お子さんの高校・専門学校・大学等の授業料や施設費などで必要な費用	原則無利子
就学支度資金	お子さんの高校・専門学校・大学等の入学金、制服代などで必要な費用	

問合せ先 生活福祉課相談係 ☎5608-1295

ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方が病気や冠婚葬祭などで緊急にお金が必要になったときの無利子の貸付制度です。1世帯当たり5万円を上限に貸付けを受けられます。必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。

利用可能な方

墨田区内に3か月以上お住まいで、就労中または就職が内定している方



問合せ先 生活福祉課相談係 ☎5608-1295

母子家庭の方への住まいの支援

母子生活支援施設

母子家庭で、生活上の様々な問題のためにお子さんの養育を十分にできない方が自立のために生活支援を受けられる施設です。お悩みを抱えていらっしゃる方は、まずはご相談ください。



問合せ先 生活福祉課相談係 ☎5608-6154

母子等緊急一時保護事業

家庭内のトラブルなどで緊急的な避難が必要な方を一時的に保護します。落ち着いた環境で2週間を目途に過ごしていただくことができます。



問合せ先 生活福祉課相談係 ☎5608-6154

お子さんの学習支援

長期休み宿題サポート学習会

夏休み・冬休みの長期休みに、無料で宿題のサポートをします。お昼ごはんとしてお弁当を用意しています。ひとり親家庭等医療費助成制度の助成を受けている、小学校4年生から中学校3年生までのお子さんが主な対象です。



問合せ先 暮らし・しごと相談室 すみだ ☎5608-6289

その他の支援

家具転倒防止器具等の取付け支援制度

地震時に、家具類の転倒や窓ガラスの飛散による怪我を未然に防ぐため、未就学児のいるひとり親世帯に対し家具転倒防止器具等の取付け支援を行っています。詳しくは、72ページをご確認ください。

墨田区外の相談窓口

はあと

ひとり親家庭の子育て・仕事・離婚前後に関わる相談を行っています。相談内容によって問合せ先が異なります。

問合せ先 (子育て・生活) ☎5261-8687 (就労・仕事) ☎3263-3451 (離婚前後) ☎5261-1278

マザーズハローワーク

ひとり親家庭のお父さんやお母さんに再就職のサポートを行っています。チャイルドコーナーもあるため、お子さんを遊ばせながら就職相談などをすることができます。

問合せ先 ☎5850-8611(日暮里) ☎3409-8609(東京)

法テラス

養育費や面会交流、借金問題など、さまざまな法的トラブルで弁護士に相談したいときに、相談者の状況に合った情報提供を受けられます。お悩みがありましたら、まずはご相談ください。

問合せ先 予約専用 ☎0570-078374(おなやみなし)